

## 保育所運営費等の精算戻入金等請求に係る訴えの提起について

### 1 経過

(1) ㈱エキスパートシステムが運営していた認可保育所（ゆめみらい保育園、馬車道保育園）が運営困難となり、ゆめみらい保育園については平成 21 年 10 月 1 日、馬車道保育園については平成 21 年 12 月 1 日に㈱日本保育サービスに運営を引き継ぎました。

運営困難となったきっかけは、施設長や主任保育士の退職などで責任者が不在となり、保護者に不安が広がったことです。これに対して、運営法人は人材確保や保護者説明などの対応ができず、保護者の不安を解消することができなかつたため、年度の途中で運営を廃止することとなりました。

(2) 廃止により、本市としては㈱エキスパートシステムに対し、両保育所の平成 21 年度分の運営費として概算で前払いした金額について、運営実績に応じた残額の返還を求め、平成 21 年 10 月以降、督促を行ってきました。

しかし、相当の期間、督促を続けてきましたが、未だに精算戻入金の支払いに応じないことから、強制執行を視野に入れた法的な手続きとして、平成 22 年 5 月 31 日付で横浜簡易裁判所に「支払督促」の申立てを行いました。

(3) 「支払督促」手続きを進める中で、㈱エキスパートシステムから督促異議の申立てが行われたことで、本件については民事訴訟法第 395 条に基づき本訴に移行することとなりました。

本訴への移行については、市会の議決が必要となりますが、裁判所からの「補正命令」により 7 月 8 日までに手続きをとる必要があり、市会閉会中で、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第 179 条第 1 項に基づき市長専決処分を行いました。

### 2 請求額

保育所運営費等の精算戻入金 13,925,598 円 及び支払時までの遅延損害金並びに訴訟費用

<内訳>

(1) ゆめみらい保育園分

1,509,753 円

(2) 馬車道保育園分

12,415,845 円

### 3 今後の対応

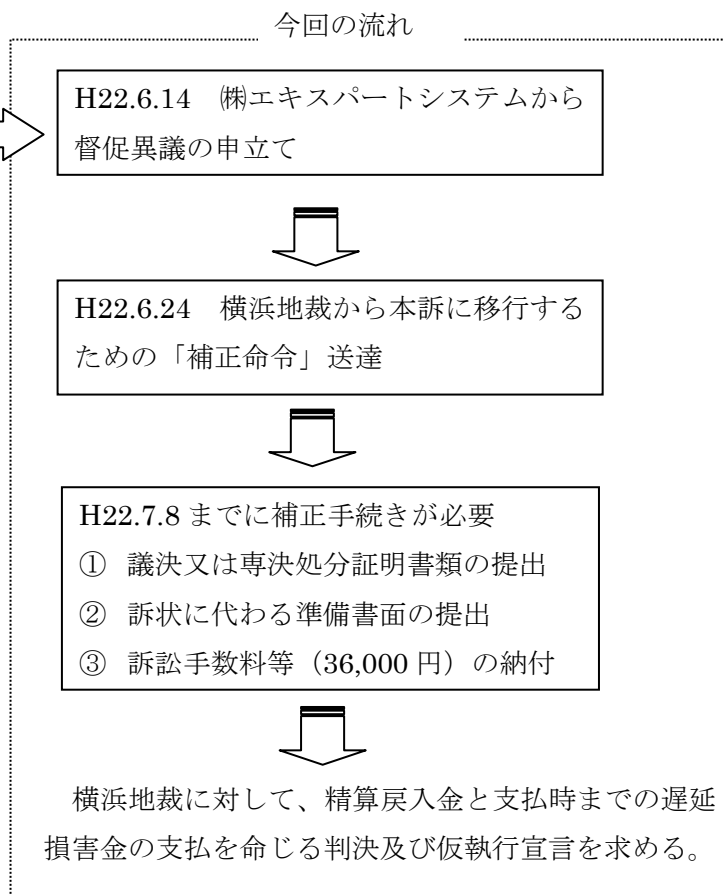
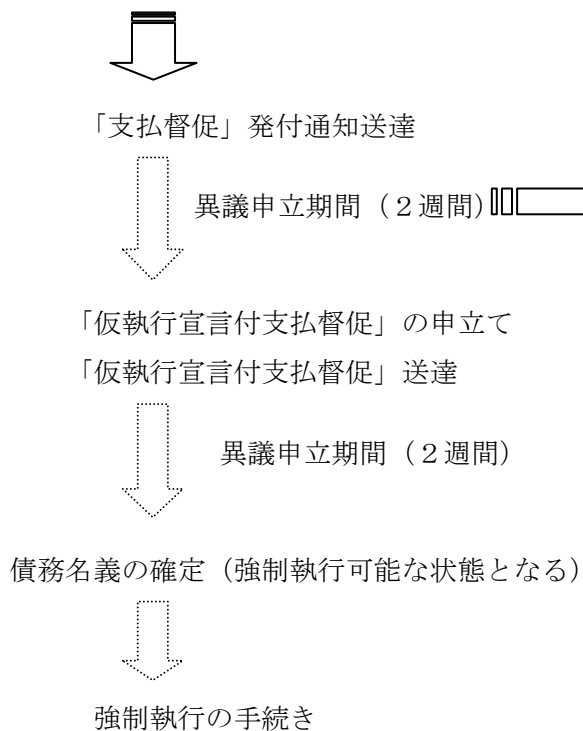
本市としては、横浜地方裁判所に対し、保育所運営費等の精算戻入金及び遅延損害金並びに訴訟費用の支払いを命ずる判決とともに、(株)エキスパートシステムが支払に応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めてまいります。

### 4 市会への報告

本件については、第 3 回市会定例会において、地方自治法第 179 条第 3 項に基づき、改めて報告議案を提出いたします。

(支払督促手続きの流れ)

### H22.5.31 「支払督促」の申立て (横浜簡易裁判所)



<参考>

### 民事訴訟法【抜粋】

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

### 地方自治法【抜粋】

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。